

北海道立市民活動促進センター指定管理者候補者選定委員会（第1回） 委員意見・質問等及び事務局回答

日時 令和6年（2024年）7月8日 13:30～15:00

場所 かでる2・7 740 研修室

番号	委員質疑主旨	事務局回答								
1	資料3 公募要項の別添1 センターの概要 P1「2 市民活動促進センター利用者数実績」の、令和元年度以前の状況を伺う。	<p>○令和元年度以前は1万人以上が利用。 ○コロナ禍を経て利用者数は戻りつつありますが、過去2年は7千人弱で推移。 ○ホームページの利用や電話による相談などが増加し、以前とは利用のされ方が変わりつつあると考えられることから、今回は令和5年度の実績6,671人をベースに別添2 要求水準書 P6 指標値を設定。</p> <p>【補足（過去の利用者数）】 (単位：人)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>H28:18,172</td> <td>H29:18,720</td> <td>H30:18,554</td> <td>R1:15,701</td> <td>R2:5,305</td> <td>R3:3,552</td> <td>R4:6,776</td> <td>R5:6,671</td> </tr> </table>	H28:18,172	H29:18,720	H30:18,554	R1:15,701	R2:5,305	R3:3,552	R4:6,776	R5:6,671
H28:18,172	H29:18,720	H30:18,554	R1:15,701	R2:5,305	R3:3,552	R4:6,776	R5:6,671			
2	資料3 公募要項 P5「(3)負担金限度額」について、修繕費用がかさんだ際の費用負担について伺う。	<p>○資料3 別添1 別紙2「供与物品一覧」に記載している物品の修繕の必要が生じた際は指定管理者が負担。</p> <p>【補足】</p> <p>○資料3 公募要項の別添3 協定書（案）P3 第12条(7)で、50万円未満のものに限るとしています。</p>								
	また、人件費等の毎年度見直しの際には、総額を変えず他の科目と調整するのか伺う。	<p>○人件費は毎年、物価上昇に関する資料を参照し見直すとしており、その分を他の科目で減額することはありません。</p>								

番号	委員質疑主旨	事務局回答
3	資料3公募要項 P12「4 自主企画事業」について、他組織の助成を活用した取組も対象となるのか伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主企画事業は令和5年度の道の運用の見直しにより追加。 ○ 自主企画事業毎に協議が必要ですが、現時点で前例はありません。 <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他組織の助成を活用した取組も対象です。
4	資料3公募要項に、市民活動促進センターをどう活用するのか、何を実現するのかといった道の考え方などの記載があれば、応募する側も審査する側もそれに沿った対応が可能と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資料3公募要領の別添7関係例規 P11 に記載の北海道市民活動促進条例では、道は市民活動促進のためにセンターを設置し、指定管理者による管理を行うと規定。 ○ 事務局としては条例等に基づいて公募要項を作成したところですが、道の考え方や指定管理の考え方をあらためて公募要項に記載することを検討。 <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資料3公募要項の前文に、道の考え方や指定管理の考え方を新たに記載。
5	資料3公募要項の別添2要求水準書 P6「利用者満足度の向上」について、質問項目はどの程度か。また、相談やその他の利用など、個別の利用に関する質問をすることで、より満足度の高い施設になると考えられるが、項目の設定について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要求水準書 P3 の2⑤に記載のとおり、利用者の満足度を把握し、施設の利便性を高めるため、これまでも利用者満足度アンケートを実施。 ○ 回答のしやすさを考慮して調査項目を絞り、センター利用者に回答を依頼。質問内容はこれまでほぼ同様とし、定点観測で傾向を把握。 <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート用紙の表面に道の調査項目を、裏面に指定管理者の調査項目を掲載。回答はそれぞれ集計し、ホームページで概要を公開。 ○ 委員におかれては、ヒアリングの際、応募者に対して、利用者の満足度を把握し施設の利便性を高めるためにはどのような質問の設定が考えられるかを質し、審査の際の参考としていただくようお願いします。

番号	委員質疑主旨	事務局回答
6	資料4 参考資料 P2 必須項目審査表にICTの活用とあるが、SNSの扱いを伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでホームページでの情報発信やNPO法人情報のデータベース公開を行うなど既にICTの活用は図られていると考えていましたが、SNSの活用は念頭になかったことから、記載を検討します。 【補足】 ○ 資料3 公募要項の別添2 要求水準書 P3にSNSの活用に関する記載を追加。
7	講座について、オンライン併用のほか、アーカイブ・オンデマンド対応の可否について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでも一部講座ではオンラインを併用して開催。 ○ アーカイブ配信などは講師の人選から考慮する必要がありますが、今後、対応を検討。 【補足】 ○ 委員におかれては、ヒアリングの際、応募者に対して、施設の利便性を高めるためにはどのような講座の開催方法（オンライン併用、アーカイブ・オンデマンド対応）が考えられるかを質し、審査の際の参考としていただくようお願いいたします。
8	団体によってはZOOMなどを活用したオンラインによる打合せのノウハウがない。センターのスタッフや中間組織によるサポート体制の構築について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ サポート体制構築の記載などについて検討します。 【補足】 ○ センター利用者からのオンラインミーティングのサポート依頼については、資料3 公募要項の別添2 要求水準書 P3「研修会や講座等について、必要な支援を行う」「課題やニーズを把握」、P4「施設近郊以外の道民も享受できる事業を工夫」などの記載が対応していると考えられるため、特段の追記は行わないこととします。 ○ 委員におかれては、ヒアリングの際、応募者に対して、施設の利便性を高めるためにはどのようなサポート体制の構築が考えられるかを質し、審査の際の参考としていただくようお願いいたします。

番号	委員質疑主旨	事務局回答
9 (追加)	<p>指定管理業務に係る非常勤職員は、指定管理者の本来事業が別にある場合、日報や賃金台帳などにより法人の本来業務と指定管理業務を兼務している場合があるのか伺う。</p> <p>また、役員報酬が指定管理に係る事業費に按分されていることがあるのか考え方を伺う。</p> <p>さらに、常勤職員は協会業務との兼務は認められないが、道の承認を受けた年次業務計画書の範囲内で時間外勤務手当の支給を含め自主企画事業の実施は差し支えないとの考え方で良いか伺う。</p>	<p>○ 指定管理業務に係る非常勤職員は、その他の業務、例えば指定管理業務を請け負った企業・団体の他の業務に従事することはなく、あくまで指定管理業務に従事することとします。</p> <p>なお、従事の状況については、協定書（案）第 18 条に定める履行状況の確認の際に出勤簿などで確認することとします。</p> <p>○ 積算の段階で役員報酬は含めておらず、あくまで直接従事する方の人件費のみを算定しており、申請の際に添付する様式 7 収支計画書にも、直接従事する方の人件費のみを記載していただきます。</p> <p>○ 常勤職員は協会業務との兼務は認められないことについては、お見込みのとおりです。</p> <p>自主企画事業の実施は、年次業務計画書により道の承認を受けて実施することになりますが、負担金の範囲外で指定管理者の責任と費用により実施することとされているので、時間外勤務手当の必要が生じた際は請け負った企業・団体が負担します。</p> <p>なお、収入は指定管理者に帰属し、負担金に影響しないこととしています。</p>
10 (追加)	<p>申請書に添付する収支計画書の内訳について、経費の主な積算内訳などは記載されるのか、別添資料で補足されるのか伺います。</p> <p>（例えば、人件費の積算内訳などが協定書案第 36 条等の関連で重要と思われます）</p>	<p>○ 委員ご指摘のとおり、協定書（案）第 36 条に関連することから、経費の主な積算内訳を記載するよう申請者に求めます。</p>

番号	委員質疑主旨	事務局回答
11 (追加)	<p>協定書（案）第 36 条中の「令和〇年度」「令和〇年〇月」については、案の中に具体的な年度や月が記載されるのか参考まで伺う。（指定管理期間 5 年の中で変動があった年度等が該当することから案の段階では具体の年度等が記載されないということか。）</p>	<p>○ 次のとおり年度等を記載します。</p> <p>(1) 令和 5 年度平均の消費者物価指数の…</p> <p>(2) 令和 6 年 4 月の建築保全業務労務単価…</p>
12 (追加)	<p>（公財）北海道地域活動振興協会の「北海道地域活動だより」の第 27 号から第 30 号を協会ホームページから閲覧したが、その正味財産増減計算書によると区分のうち「指定管理事業」について、令和 2 年度の残金相当額を翌年度から経常費用の財源に充当しているように見える。</p> <p>協定書案第 21 条の規定により協定に特段の定めがある場合を除き、負担金の額は変更しないとされているが、5 年間で最終的に上限額の範囲内で精算される考え方なのか伺う。（指定管理制度の趣旨からは指定管理者の創意工夫や自助努力を促すためには弾力的な運用もありかと思われる。）</p>	<p>○ 委員お見込みのとおり、令和 2 年度は新型コロナの影響により事業の一部が実施できず約 130 万円の負担金残額が発生しています。</p> <p>○ 現在の指定管理者である公益財団法人北海道地域活動振興協会は、公益財団法人を所管する北海道総務部行政局法人団体課の指導を受けており、その中で令和 2 年度の負担金残額は指定管理期間の最終年度（令和 6 年度）までに使用することとされ、毎年、使用の状況を報告しているところです。</p> <p>○ 以上のことから、当課においても最終年度までの使用に向けて指導しているところです。</p> <p>○ 公益財団法人北海道地域活動振興協会ホームページ 「北海道地域活動だより」 http://www.fureaizaidan.or.jp/foundation/journal/journal.php</p>
13 (追加)	<p>最近、利用者満足度調査を踏まえて必要な改善措置を講じた事例があれば参考に教えていただきたい。</p>	<p>○ 利用者満足度調査や講座受講者アンケートなどを踏まえて、次のとおり改善措置を講じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページを見やすくするようデザインを変更 ・ 研修講座等のオンラインでの実施やオンラインの併用 ・ 中間支援組織等と連携して開催する研修講座等の数を増加 ・ 参加者増に向けて研修講座等の内容や日程の随時見直し など